

社会福祉法人 美原の郷福社会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人美原の郷福社会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で法人の職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 4 役員賞与に関しては支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間250万円以内とする。

- 2 この法人の常勤理事長の報酬月額は、190,000円とする。また、非常勤理事長の報酬月額を90,000円とする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、理事会出席の都度、報酬として一人一律10,000円とする。
- 4 監事監査に対する報酬は、非常勤の監事のみ支給するものとし、一人一律10,000円とする。
- 5 個々の評議員の報酬は、評議員会出席の都度、一人一律10,000円とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、報酬に含むものとし、いかなる費用弁償も行わない。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月27日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会・評議員会出席の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月16日(定時評議員会の議決日)から施行する。